



教 委 保 第 328 号  
教 委 学 第 1166 号  
令和 3 年(2021 年)1 月 15 日

各 中 学 校 長 様

彦根市教育委員会事務局  
保 健 体 育 課 長  
学 校 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る彦根市立中学校の部活動について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、滋賀県教育委員会事務局より県立学校長あてに通知文が発出されました。これを踏まえ、彦根市立中学校の部活動について、練習試合や発表会、他校との合同練習会等について、当面 2 月 7 日まで下記のとおりとします。生徒、保護者および貴校関係教職員に周知するとともに、日々の部活動における感染予防対策の徹底をお願いします。

なお、滋賀県教育委員会が発表する「学校の行動基準となる地域の感染レベル」は「1」を継続されていますが、下記の取扱いを優先します。滋賀県教育委員会事務局が策定した「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 10 日改定版）の内容を変更されないことと同様に、彦根市教育委員会が策定した「学校における感染症対策ガイドラン（2020.12.11 Ver.5）」の内容を変更するものではありません。また、今後の感染状況により、部活動における活動内容に変更が生じる場合があります。

#### 記

- 1 緊急事態宣言の対象区域に属する地域での練習試合や合同練習会等は、不可とする。
- 2 県内および緊急事態宣言の対象区域以外の地域にある学校との練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で可能とする。
- 3 合宿や泊を伴う活動は不可とする。
- 4 運動部活動の大会等への出場については、滋賀県中学校体育連盟主催の大会のみ可能とする。
- 5 吹奏楽部の大会等への出場については、滋賀県吹奏楽連盟および中部日本吹奏楽連盟主催の大会のみ可能とする。

【添付資料】 ファイル管理>学校文書メール>R3 年 1 月

- ・ 県鑑：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について
- ・ 県立学校（写し）

彦根市教育委員会事務局
保健体育課 中村 徹
24-7975
学校教育課 不破 友理
24-7973